



# 長野県報

8月31日(水)  
平成17年  
(2005年)  
号外

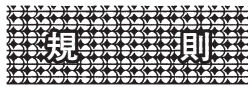
## 目次

### 規則

長野県組織規則の一部改正(行政システム改革チーム) ..... 1

### 告示

衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の順序(選挙管理委員会) ..... 2



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年 8月31日

長野県知事 田中康夫

### 長野県規則第49号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第27条の7」を「第27条の8」に改める。

第3条第3号中「医務課」を「医務課 県立病院課」に改め、同条第4号中「生活文化課」を「廃棄物監視指導課 生活文化課」に改める。

第16条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第17条第1項第3号中「精神保健及び」を削り、「こと」を「こと(医療費の給付に関するものを除く。)」に改め、同項第6号中「及び地方精神保健福祉審議会」を削り、同項第7号中「障害者福祉センター及び精神保健福祉センター」を「及び障害者福祉センター」に改める。

第18条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号を同条第7号とする。

第24条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(県立病院課)

第24条の2 県立病院課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県立病院及び長野県介護老人保健施設の管理運営及び整備に関すること。
- (2) 県立病院事業会計の予算の編成及び執行並びに決算の調製に関すること。

第25条第9号を同条第12号とし、同条第4号から第8号までを3号ずつ繰り下げ、同条第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 老人保健に関すること(医療費の給付に関するものを除く。)
- (5) 精神保健に関すること。
- (6) 母子保健に関すること。

第25条に次の2号を加える。

- (13) 地方精神保健福祉審議会の庶務に関すること。
- (14) 精神保健福祉センターに関すること。

第27条の6第2項を削る。

第2章第1節第1款第4目の2中第27条の7を第27条の8とし、第27条の6の次に次の1条を加える。

(廃棄物監視指導課)

第27条の7 廃棄物監視指導課は、廃棄物処理の監視及び指導に関する事務をつかさどる。

別表第32の1の長野県地方精神保健福祉審議会の項を削り、同1の感染症診査協議会の項の次に次のように加える。

長野県地方精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議及び意見の具申に関すること。	保健予防課
----------------	---	-------

別表第33の医務課の項中

「	医師	医療業務	」を	
「	医師	医療業務	」に改め、同表中	
	薬剤師	薬事衛生業務		
「	県立病院室	を	「	
			県立病院課	
			」に改め、同表の保健予防	
課の項中	「	歯科医師	歯科医療業務	」を
	「	歯科医師	歯科医療業務	」に改め、同表中
		薬剤師	薬事衛生業務	
	「	廃棄物監視指導室	を	「
				廃棄物監視指導課
				」に改める。

別表第36の県立病院の項中

事務長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
-----	------------------

を

医療医監	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な地域医療の推進に関する業務及び院務の分掌
事務長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督

に改める。

## 附 則

(施行期日)

- この規則は、平成17年9月1日から施行する。  
(財務規則の一部改正)
- 財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2中「精神保健福祉センター 東信労政事務所」を「東信労政事務所」に改め、同表の3中「木曾看護専門学校」を「木曾看護専門学校 精神保健福祉センター」に改める。

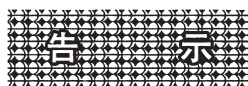
(長野県病院事業財務規則の一部改正)

- 長野県病院事業財務規則(昭和50年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「医務課県立病院室長」を「県立病院課長」に改める。

第11条第1号中「医務課県立病院室長」を「県立病院課長」に改め、同条第2号中「医務課県立病院室」を「県立病院課」に改める。

行政システム改革チーム



## 選告示第59号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第14条第1項の規定により、平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の順序を次のとおり決定しました。

平成17年8月31日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

## 1 テレビジョン放送

放送事業者名	日	時	順 序	候補者届出 政党の名称
日本放送協会長野放送局	第1回 9月6日(火)	午前7時30分から 午前7時55分までの間	1	民 主 党
			2	自由民主党
	第2回 9月7日(水)	午前7時30分から 午前7時55分までの間	1	社会民主党
			2	日本共産党
	第3回 9月8日(木)	午前7時30分から 午前8時00分までの間	1	日本共産党
			2	民 主 党
3			自由民主党	
株式会社長野放送	9月2日(金)	午後2時05分から 午後2時45分までの間	1	自由民主党
			2	日本共産党
			3	民 主 党
			4	社会民主党
信越放送株式会社	9月2日(金)	午前9時55分から 午前10時25分までの間	1	自由民主党
			2	民 主 党
			3	日本共産党